■ 主な変更点

変更後	変更前
(別紙) 手すり先行工法等に関するガイドライン 1　足場に係る施工計画の策定 第5　講ずべき措置 (1) 事前調査 足場を設置する前に次のア及びイの調査を実施し、当該調査結果に基づき、(2) から (8) までの計画を作成すること。また、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。) 第 561 条の 2 に基づき、足場を設置する箇所の幅が 1 メートル以上あるときは、原則として本足場を使用しなければならないことに留意すること。	(別紙) 手すり先行工法等に関するガイドライン 1　足場に係る施工計画の策定 第5　講ずべき措置 (1) 事前調査 足場を設置する前に次のア及びイの調査を実施し、当該調査結果に基づき、(2) から (8) までの計画を作成すること。
第6　留意すべき事項 (2) 布 ア　わく組足場にあっては、足場のはり間方向の脚柱の間隔と床材の幅の寸法を原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と脚柱との隙間が、原則として 12 センチメートル未満になるように設置すること。	第6　留意すべき事項 (2) 布 ア　足場のはり間方向の建地又は脚柱の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と建地又は脚柱とすき間をつくらないように設置すること。
2　足場の組立て等の作業における留意事項 (4) 要求性能墜落制止用器具の使用 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す箇所においては、労働者に要求性能墜落制止用器具を装着させるとともに、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備 (以下「要求性能墜落制止用器具取付設備」という。) に、当該要求性能墜落制止用器具を確実に取り付けさせること。また、使用に当たっては、「要求性能墜落制止用器具の二丁掛」を基本とすること。 なお、要求性能墜落制止用器具の選定、使用方法等については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号) に基づいて対応すること。 (5) 要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親綱の設置等 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す場合は、水平親綱を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させること。また、要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親綱を設置するときは、別紙 1 の 4 の (1) に基づいた性能を有する機材を同 (2) に基づいて設置し、使用すること。	2　足場の組立て等の作業における留意事項 (4) 安全帯の使用 手すりを先行して設置できない箇所においては、労働者に安全帯を使用させるとともに、安全帯を確実に接続された建てわく等又は労働者が作業床上で作業する前に設置した親綱に取り付けさせること。 (5) 安全帯を取り付ける親綱の設置等 安全帯を取り付ける親綱を設置するときは、別紙 1 の 4 の (1) に基づいた性能を有する機材を同 (2) に基づいて設置し、使用すること。
3　足場の点検等に関する留意事項 (2) 点検等の実施体制 ア　点検者の指名 (1) のイの点検の実施者については、①足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、②労働安全コンサルタント (試験の区分が土木又は建築であるものに限る。) 等の労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 88 条第 1 項に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、③全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者、④建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を受けた者等十分な知識、経験を有する者を指名すること。 イ　点検表の作成 (1) のイの点検については、足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成すること。点検表の作成に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」(令和 5 年 3 月 14 日付け基安発 0314 第 2 号) 別紙資料に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用すること。 ウ　点検・補修結果等の記録及び保存 点検者の氏名、点検等の結果及び当該点検の結果に基づいた補修等の内容については、安衛則第 567 条第 3 項に基づきイの点検表に記録し、必要な期間保存すること。	3　足場の点検等に関する留意事項 (2) 点検等の実施体制 ア　点検者の指名 (1) のイの点検の実施者については、原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を指名すること。 イ　点検表の作成 (1) のイの点検については、足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成すること。 ウ　点検・補修結果等の記録及び保存 点検等の結果及び当該点検の結果に基づいた補修等の内容については、労働安全衛生規則第 567 条第 3 項に基づきイの点検表に記録し、必要な期間保存すること。

※「(別紙 1) 手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」と「(別紙 2) 働きやすい安心感のある足場に関する基準」の変更箇所は省略

厚生労働省ホームページ